昭和五十二年十二月三日第三種郵便物認可　毎月十八回一・二・三・五・六・七・の日発行
令和五年三月十五日発行　SSKP　通巻第8085号

SSKP 脊損ニュース

3月号

〒152－0034
東京都目黒区
緑が丘２－15－14
村上ビル102
(公社)全国脊髄損傷者連合会
電話(03)6421-4588

(公社)全国脊髄損傷者連合会
ホームページアドレス ＝https://www.zensekiren.jp/

▲休暇村　岩手網張温泉

〒０２０－０５８８
岩手県岩手郡雫石町網張温泉

ＴＥＬ　０１９－６９３－２２１１
ＦＡＸ　０１９－６９３－２２１３
https://www.qkamura.or.jp/iwate/

バリアフリーツインルーム　２室
一人につき　　１泊２食付
￥１５，５００～（平日）
（一般）

※曜日、季節、天候によって変わります。
その他、お問い合わせください。
（情報提供　広報部）

〈３ 月 号 目 次〉

ついに実現　有料道路の
障害者割引制度の見直し成る　……　3
投稿記事　アシトド氏のフリートーク
車椅子電車評論家　アシトド松井
……　7
役員立候補届出・候補者プロフィール
……　10
車椅子使用者用駐車施設等の
あり方に関する検討会の中間報告
全脊連理事　半谷克弘　……　12
連載　世界は開いているから仕方がない
村山哲也　……　14
連載　下半身麻痺・車椅子になることは
不幸なのか？　渋谷真子　……　15
減災《減災意識をたかめる》　……　16
万華鏡46・災害支援金へのお願い　……　18
組織部報告・編集後記　……　19

1977.12.3 第3種郵便物認可
（発行日）2023.3.15 SSKP 通巻第8085号

快適床ずれ予防マット

業界で唯一
シリコンファイバーを使用

ソフタッチユーホー

ソフタッチユーホーアームチェアパッド

腰全体を外気の冷えから守る！
高い保温性であったかマットレス！

◆ 座面だけでなく、背中、ひじ、ひざの裏までクッションがカバーするので安定感も抜群！

※ アームチェアパッド専用のシーツ（別売り）もございます。

先着 30名様限定!!

35%OFF

2022年12月15日(木)▶2023年4月14日(金)まで

通常価格
~~31,900円(税込)~~ ▶ **20,735円（税込）**

【側地】表面：綿35%・ポリエステル65%（抗菌加工）/ 裏面：ナイロン100%
【中綿】シリコンファイバー100%　【サイズ】長×座面幅×背幅×厚（cm）：100×50×45×8

車椅子パッド
¥15,400(税込)

2個1組セット

かかとパッド
11,000円（税込）

シリコンファイバーとは

床ずれ予防用具として最適な素材!!
高い通気性で汗をかいてもムレずに快適!!

「シリコンファイバー」の特長
- NASAでロケット発射時の暖衝材として開発
- 体圧分散効果と通気性に優れ、床ずれ予防に最適
- 繊維間の摩擦が非常に少なく、適度な弾力性

床ずれ対策に併せてオススメ!!

肌改善サプリメント **シスコラも販売中！**
6箱セット以上のご注文の場合は、送料無料でお得!!
更にお得 6箱セット▶5%OFF! 12箱セット▶15%OFF!!

メーカー販売価格 4,104円（税込）

商品のお申し込み・お問い合わせはこちらまでご連絡ください。（WEBサイト・メールでも受付可能）

☎ 03-3377-2361

日本ヘルスケア株式会社
〒151-0073 東京都渋谷区笹塚2-21-12

WEBサイト https://www.jhckk.co.jp　MAIL jhc@jhckk.co.jp　FAX 03-3377-2214　営業時間 月曜～金曜 9:00～17:30

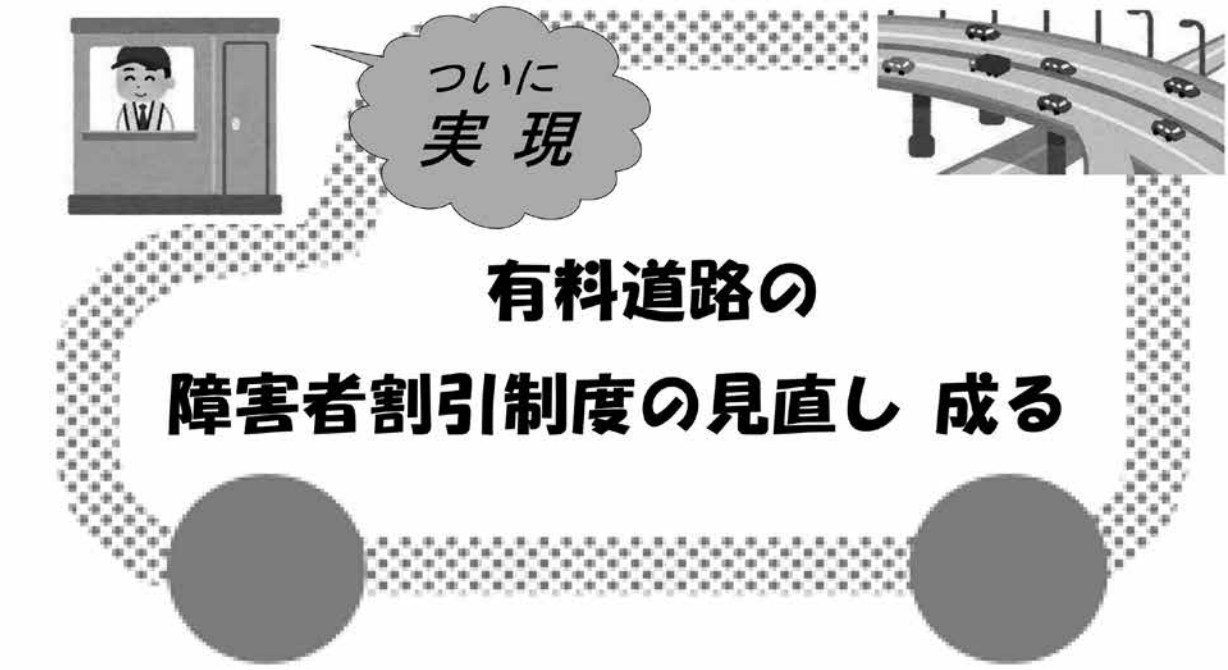

有料道路の障害者割引制度の見直し 成る

～１人１台要件の緩和とオンライン申請を導入～

利用開始日　令和５年３月27日㈪より

永年、全脊連のバリアフリーWGが主体となって要望活動に取り組んできた有料道路割引制度の見直しがかないました。不正使用が多い、高速道路会社や一般利用者の思いやりで実施されているといったことが要望回答の場で、言われ続けてきました。障害当事者本人の立場に立った政策の推進ー車両ではなく、障害当事者にーを訴え続けてきました。今回、この要件緩和とつながりました。労災問題、福祉制度など、これからも障害当事者の立場に立った政策遂行の要望活動を継続していきたいものです。

東日本高速道路株式会社　首都高速道路株式会社
中日本高速道路株式会社　西日本高速道路株式会社
阪神高速道路株式会社　本州四国連絡高速道路株式会社

有料道路における障害者割引は、通勤、通学、通院等の日常生活において、有料道路をご利用される障害者の方の自立と社会経済活動への参加を支援するため、全国の有料道路事業者において統一的に実施しています。

これまで事前登録された自家用車に限り本割引を適用しておりましたが、自家用車をお持ちでない方が知人の車やレンタカーを利用する場合や、介護が必要な重度の障害者の方がタクシーを利用する場合など、事前登録がない自動車でも新たに割引の適用となります。なお、自動車の事前登録の有無にかかわらず、事前に本割引の申請手続きが必要です。

あわせて、これまで市区町村の福祉事務所等の協力のもと行っていた事前登録手続きについて、自家用車を事前登録のうえＥＴＣを利用申請される方を対象に、窓口に出向くことなく申請ができるよう、新たにオンライン申請を導入します。

1977.12.3 第３種郵便物認可
（発行日）2023.3.15 SSKP 通巻第8085号

１　ご利用開始日 令和５年３月27日（月）より

２　ご利用の際のお願い

①　１人１台要件の緩和

・事前登録のない自動車をご利用する場合、料金を支払う料金所において一旦停止いただいたうえで、係員が障害者手帳の記載事項等と障害者本人の同乗（本人運転又は介護者による運転）の確認等を行います。

・重度の障害者の方がタクシー等をご利用する場合は、タクシー等の予約時又は乗車前に有料道路の障害者割引を利用する旨をお申出いただき、タクシー事業者等に対応可能か必ず事前に確認を行ってください。
なお、タクシー等のご利用の場合は、重度の障害者の方が割引の対象となります。

②　オンライン申請の導入

・ご利用にあたっては、本人確認のためマイナンバーカードおよびマイナポータルへのご登録が必要となります。

・オンライン申請がご利用できない方等のため、市区町村の協力のもと、福祉事務所等による申請受付も継続します。

※「１人１台要件の緩和」及び「オンライン申請の導入」の概要については、別紙のとおりです。
　なお、不適切なご利用があった場合に厳正に対処するため、割引適用の停止措置強化など所要の見直しを行います。

※　詳細については、後日、各道路会社のＨＰにて改めてお知らせいたします。

【お問い合わせ先（お客さま専用）】

ＮＥＸＣＯ東日本お客さまセンター（24時間）
　TEL 0570-024-024（通話料有料）またはTEL 03-5308-2424（通話料有料）
ＮＥＸＣＯ中日本お客さまセンター（24時間）
　TEL 0120-922-229（フリーダイヤル）
　フリーダイヤルをご利用になれない場合はTEL 052-223-0333（通話料有料）
ＮＥＸＣＯ西日本お客さまセンター（24時間）
　TEL 0120-924-863（フリーダイヤル）
　フリーダイヤルをご利用になれない場合は　TEL 06-6876-9031（通話料有料）
　首都高お客さまセンター（24時間）　TEL 03-6667-5855（通話料有料）
　阪神高速お客さまセンター（24時間）　TEL 06-6576-1484（通話料有料）
　ＪＢ本四高速　お客さま窓口（９：00～17：30）TEL 078-291-1033（通話料有料）

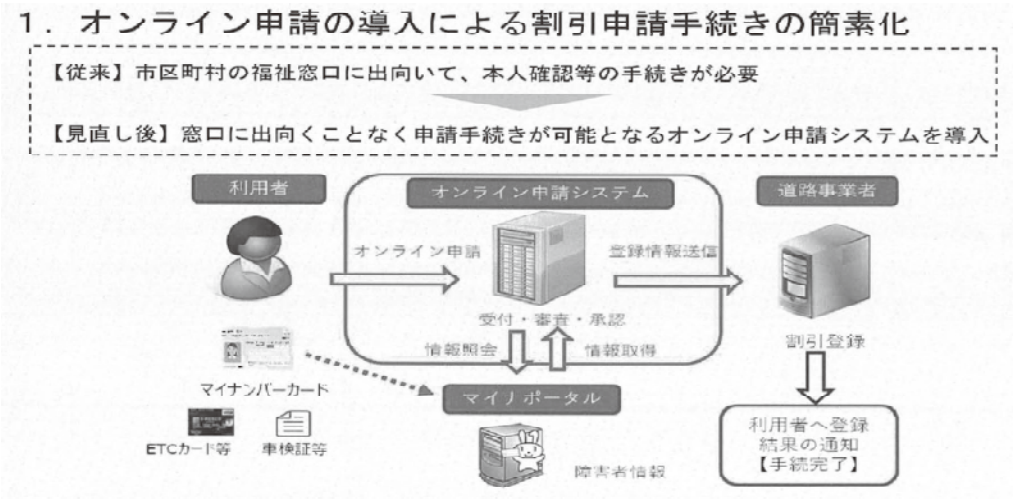

有料道路における障害者割引制度の見直しについて　別紙

対象となる自動車の要件（１人１台）の緩和

＜制度概要＞

障害者の自立と社会活動への参加を支援するため、通勤、通学、 通院等の日常生活において有料道路を利用する障害者を対象に、通行料金の50%の割引を適用

現行

【対象となる障害者】
○障害者ご本人が運転される場合
・身体障害者手帳の交付を受けられている方
○障害者ご本人以外の方（以下「要介護者」といいます）が運転され、障害者ご本人が乗車される場合
・身体障害者手帳又は療育手帳（以下「手帳」といいます）の交付を受けられている方のうち、重度の障害（注）をお持ちの方
（注）重度の障害の範囲は、手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第１種と同じ

【対象となる自動車】
事前登録された自動車（障害者１人につき１台）
※ただし、業務利用等自動車は本割引の対象外です。

【利用方法】
身体障害者又は重度の身体障害者若しくは知的障害者による割引登録申請（以下「割引登録申請」といいます）のうえで、
・ＥＴＣ車の場合は、登録したＥＴＣカードをＥＴＣ車載器に挿入し、ＥＴＣレーンを無線走行（ノンストップ走行）
手帳の提示は不要。ただし、携行は必要
・非ＥＴＣ車の場合は、料金をお支払いいただく料金所の一般レーン又は混在レーンで手帳の必要事項が記載された箇所を提示して走行

事前登録された自動車1台のみ
本割引の対象

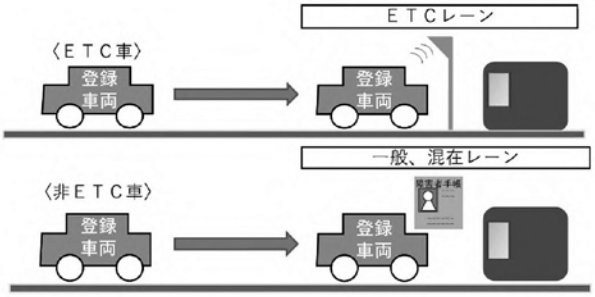

＜今回の改正点＞
事前登録されていない自動車でも以下の自動車が対象となります。（※他の割引要件は変更ありません）

追加の内容

【新たに対象となる自動車】
○事前登録されていない自動車
（親族や知人等の所有する自動車、レンタカー、車検時の代車、タクシー（要介護者のみ）など）
※ただし、業務利用等自動車は引き続き本割引の対象外です。
※自動車を保有していない方も本割引をご利用いただけます。
※自動車の事前登録の有無にかかわらず、事前に本割引の申請手続きは必要です。

【事前登録されていない自動車での利用方法】
○割引登録申請のうえで、ＥＴＣ車、非ＥＴＣ車のいずれも、料金をお支払いいただく料金所の一般レーン又は混在レーン
（ＥＴＣ車でＥＴＣ専用料金所を利用する場合はサポートレーン）で手帳を提示して走行
（事前登録されていない自動車は、ＥＴＣ無線通行（ノンストップ走行）では、本割引の適用を受けることはできません。）
○料金所では、料金所係員に手帳の必要事項が記載された箇所を提示して走行
○料金所係員が自ら運転（又は要介護者の場合は同乗）していることや、割引対象となる自動車であることなどを確認のうえ本割引を適用
※事前登録されている自動車は、現行のご利用方法で引き続きご利用できます。

親族や知人等の所有する自動車、
レンタカー、車検時の代車、
タクシー（要介護者のみ）、
福祉有償運送車両（要介護者のみ）
など、事前登録されていない自動車
であっても本割引の対象となります。

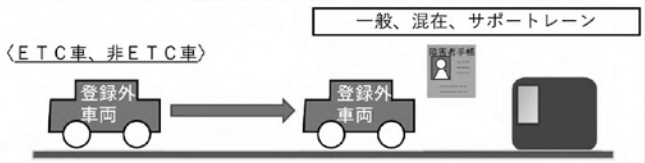

1977.12.3 第3種郵便物認可
（発行日）2023.3.15 SSKP 通巻第8085号

有料道路における障害者割引制度の見直しについて

事前申請・登録手続きにかかるオンライン申請の開始

オンライン申請の概要

・本割引の事前申請・登録手続きにあたり、申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減を図る観点から、新たに高速道路会社によるオンライン申請窓口を構築し、オンラインによる申請を開始します。
・円滑にオンライン申請の受付を開始する観点から、当初は自動車を事前登録のうえ、ETC利用申請をされる方に限定して受け付けします。
・オンライン申請にあたり、障害者手帳の情報を取得するため、マイナンバーカードのご用意と、「マイナポータル」への登録が必要となります。
・オンライン申請に必要な書類や手続きの方法の詳細は、オンライン申請受付サイトをご確認ください。
・オンライン申請の受付は令和５年３月２７日（月）から開始となります。
オンライン申請受付サイトのＵＲＬは次のとおりです。

ＵＲＬ　https://www.expressway-discount.jp
（令和５年３月２６日（日）まではご利用いただけません。）

・オンライン申請導入後も、インターネット等のご利用ができない方のため、市区町村のご協力のもと、引き続き現行の福祉担当窓口での申請も継続します。

【現行の申請手続き】

必要書類を提出し、申請
↓
福祉担当窓口が割引対象である旨を記載したシールを手帳に貼付ける
↓
ETC利用の場合は、有料道路ETC割引登録係へ申請
↓
割引適用開始

＋

【今回改正の内容】
申請方法としてオンライン申請を追加
（ETC利用登録者を対象）

オンライン申請受付サイト（マイナポータルと連携）にて申請
↓
有料道路ETC割引登録係から送付された割引対象である旨を記載したシールを利用者ご自身で手帳に貼付ける
↓
割引適用開始

※市区町村の福祉担当窓口を直接訪れる必要がありません

投稿記事

車椅子電車評論家　アシトド氏の フリートーク

滋賀県支部で元文化部・機関紙担当をしていたアシトド松井（ハンドルネームです）と申します。2021年12月から車椅子旅行記アシトドのブログをつくっています。アシトドのブログで検索して、メニュー画面に入ってくださいね。

アシトドで検索してね

車椅子電車評論家
アシトド松井

滋賀脊損でつくられたホームページ　**旅しが　Ｓｔｙｌｅ**　も検索してね。

第12回目のテーマは「全国を旅して見つけた珍しいもの」です。いつものようにアシカさんとトドさんの対談形式でお楽しみください。

全国を旅して見つけた珍しいもの

⑴　身体障害者の方などの横断歩道（東北地方にて）

＜トド＞　障害者のためにわざわざ特別な横断歩道をつくったのですか？

＜アシカ＞　どうもそうではないようですよ。同じ場所に地下道があったので、歩行者をそちらに誘導しようとしたところ、車椅子などの歩行弱者が道路を渡れなくなって、急きょこのような横断歩道がつくられたのではないかと推測しています。

＜トド＞　でも健常者の人もどんどん渡っていますよ。

＜アシカ＞　外見だけでは分からない義足の方かもしれません、決めつけてはいけませんよ。

1977.12.3 第3種郵便物認可
（発行日）2023.3.15 SSKP 通巻第8085号

⑵ 気合いの入った車椅子対応バス（東北地方にて）

＜トド＞　路線バスの正面に車椅子マークが三か所も付けてあったのですね。

＜アシカ＞　このバスは車椅子利用者を乗せてあげるのだという強いメッセージを感じました。

ここまでしていただければ、どこへ行こうが、もう乗車する以外の選択肢はありません。

＜トド＞　勝手に乗ってどこでも行ってください。

⑶ 車椅子に注意の道路標識？（首都圏にて）

＜トド＞　一般道路にこんな標識があったのですか？車椅子ドライバー用駐車スペースでもなさそうですね。

＜アシカ＞　近くに福祉施設があり、車椅子利用者が頻繁に通るものだから、こんな注意標識を取り付けていただいたのだと思います。私もここの一か所でしか見たことがありませんので、標識としてどこまで法的効力のあるものかは、分かりませんけど。

＜トド＞　よく山間部にあるシカに注意や、熊に注意といった標識の一つかもしれませんね。

⑷ 気合いを入れないと登りきらない駅のスロープ（東海地方にて）

＜アシカ＞　この写真は私が見つけたなかで、もっとも気合いを入れないと登れないと思われる駅のスロープ通路です。何回も折り返して緩やかにはつくられていそうなのですが、入口から高台のホームまでの距離がとにかく長い！

＜トド＞　アシカさんは利用されたのですか？

＜アシカ＞　私は足が竦んでしまって、動けなくなりそうで……。

＜トド＞　脊髄損傷の貴方がそんなことになるはず無いじゃないですか。

＜アシカ＞　手動車椅子でかつ単独でホームに着いたらそれだけで感動ものでしょうね。

＜トド＞　でもそこまでしてでも、スロープ通路を設けて下さったことは感謝しないと。

坂道がつづら折になってホームにたどり着く

⑸ リフトで降りる線路横断型の通路（近畿地方にて）

＜アシカ＞　以前にご紹介した線路横断型スロープ通路のリフト版がありましたので、ご紹介します。この駅ではエレベーターが設置されリフト通路の役割は終えたようです。

＜トド＞　スロープ通路にするよりも、工事費が安くついたのですかねえ？

＜アシカ＞　スロープ通路にすると一般の乗客が利用するという話を聞いたことがあるので、車椅子乗客のみに利用させるという意味合いだったのかもしれませんね。

＜トド＞　どちらにしてもベビーカーなど車椅子以外の歩行弱者が使えなければいけませんねえ。

⑹ 線路横断型スロープ通路の工事が中止された（東海地方にて）

＜アシカ＞　この駅は歴史上大きな合戦の舞台になったところにあって、歴史マニアの私はぜひとも降りてみたいところでした。通過列車の車窓から線路横断型スロープ通路の設置工事が始まっていたと確信していたのですが、なぜか途中で工事が中止になってしまっています。

＜トド＞　アシカさんのことだから期待が膨らんでいただけに残念でしょうね。

＜アシカ＞　線路横断型スロープ通路は危険という認識や、鉄道会社の方針転換などで工事が中止されたのかもしれません。私も最近この路線は使っていませんので、なんらかのバリアフリー化がなされていれば良いのですが、今のところ改善されたとの情報は得ていません。

（解説）線路横断型スロープ通路

駅にエレベーターを設置することが難しかった時代に、車椅子の乗客をホームに運ぶために設けられた設備。ホームの端にスロープ通路をつくって線路を横断して改札口や直接一般道に出られる。業務用通路と誤解されていることが多いように感じますが、多くは地元車椅子ユーザーの団体などの陳情活動等によりつくられたものです。

私は以前は全国規模のホームページをつくっていたのですが、最近ブログをつくることを教わることができ、車椅子で電車に、路線バス、そして船に乗って旅行する車椅子旅行記を掲載しています。近畿地方が中心で全国規模のものにはなっていませんし、また自動車で移動される方には対応していませんが、のぞきに来ていただければ嬉しく思います。

アシトドのブログで検索。適当なブログからメニュー画面に入ってくださいね。

1977.12.3 第3種郵便物認可
(発行日)2023.3.15 SSKP 通巻第8085号

【立候補届】

公益社団法人全国脊髄損傷者連合会

役 員 立 候 補 届 出 用 紙

役　員 どちらか一方を ○で囲んでください	理事　　監事
ふりがな	
氏　名	
住　　所	〒
	電話：
所　属	県支部

公益社団法人全国脊髄損傷者連合会
役員等候補選出委員会

※　社員総会運営規程第3条2項において“一般会員は等しく公平に、役員等に立候補する権利を有する”との規程により、役員への立候補者の募集を行ないます。
役員への立候補を希望される方は、この用紙と次ページの「役員立候補プロフィールシート」を本部に提出ください。
なお、この用紙と「役員立候補プロフィールシート」は、当連合会のホームページからもダウンロードできます。

※　提出方法は、郵送、またはメール（電子データ）にて下記宛に提出ください。
郵送の場合：〒152-0034 東京都目黒区緑が丘2-15-14 村上ビル102
全国脊髄損傷者連合会　宛
メールの場合：メールアドレス office@zensekiren.jp

※今回の立候補者の届出締切日は令和５年５月６日（土）とさせていただきます。

（公社）全国脊髄損傷者連合会役員選挙

候補者プロフィール

役員等候補選出委員会
2023年5月時点

写真	候補者氏名		年齢
	・・・職業・役職（全脊連以外の団体等の役職）・・・		

・・・略歴（学歴、職歴等）・・・

西暦	年	
	年	
	年	
	年	
	年	
	年	
	年	

・・・役員になって活動したいこと（立候補の理由等）・・・

※ 社員総会運営規程第3条2項において“一般会員は等しく公平に、役員等に立候補する権利を有する”との規程により、役員への立候補者の募集を行ないます。役員への立候補を希望される方は「役員立候補届出用紙」とこの用紙を本部に提出ください。
（提出方法等は「役員立候補届出用紙」に記載の通りです）

※ 今回の立候補者の届出締切日は令和5年5月6日（土）とさせていただきます。

1977.12.3 第3種郵便物認可
（発行日）2023.3.15 SSKP 通巻第8085号

提言

車椅子使用者用駐車施設等のあり方に関する検討会の中間報告

国の機関である「あり方検討会」及び「適正利用に関する指針（ガイドライン）作成の意見交換会」の委員に携わる半谷氏からの中間報告を掲載します

全脊連 理事　半谷　克弘

◆　検討会の進捗状況

車椅子使用者用駐車施設等のあり方に関する検討会及び車椅子使用者用駐車施設等の適正利用に関する指針（ガイドライン）作成に係る意見交換会では、事務局から提示された資料に基づき、各委員の意見を求めている段階で現在も継続中です。最終的な取りまとめのガイドラインが公表されるまでは、決定した内容はありません。

◆　各課題に対する検討委員としての意見

NO.10　罰則制度について

1）私有地だから罰則論は無理という意見が多いが、それは道路交通法が適用できないという意味ではないのか。

私たちが直面している駐車場の不正利用問題は迷惑行為であるため、私有地における迷惑行為に対する罰則を考えてほしい。

2）移動の権利を保障して欲しい。権利が確立されれば罰則論に移行できる。

3）罰則制度なしに適性管理が可能かどうか、施設管理者にアンケート調査を実施すべき。

4）施設管理者が適性管理のできるような制度作りがあり、あり方検討会の最終目的ではないでしょうか。

NO.11　不正利用の抑止策としての新技術の活用について

新技術とは、一例としてＥＴＣ等による駐車場のゲートの開閉装置のことも考えられる。不正利用の抑止策として啓発・機械装置・罰則制度が挙げられるが、モラルやマナーに依存する方法はすでに結論が出ている。

機械装置については、イオン等ですでに運用されているゲート方式が効果を発しているが、大企業だから可能であって一般施設では不可能である。設置費用やメンテナンス費用をだれが負担するのか。

NO.12　今後の議論の進め方について

平成29年度から30年度に開催された、「パーキングパーミット制度の導入促進方策検討会」は、いわゆる佐賀県方式の「パーキングパーミット制度」を全国統一の制度にすることを目的としました。当時、同制度未導入の都道県が10ありました。

未導入の10の都道県の導入しない理由として、同制度には、利用対象者の範囲を広げすぎたために、本来想定していた利用対象者がますます利用できなくなる、不適正利用者に対する抑止力が制度に盛り込まれていないために、費用対効果が得られない等の問題・課題があると指摘しています。

私は、それらの問題・課題を改善した検討会が提案する新たな「パーキングパーミット制度」を提案すべきと申しましたが、問題・課題を改善するための議論がなされませんでした。車椅子使用者用駐車施設の過密状態を改善するための方法として、ダブルスペース方式が採用されたことが唯一の結果でした。

令和３年度から開催された「車椅子使用者用駐車施設等のあり方に関する検討会」では、佐賀県方式の「パーキングパーミット制度」により、過密状態になってしまった当該駐車施設の利用環境を改善するためには、3.5m駐車区画の本来の利用対象者を明確にし、ダブルスペース方式を速やかに全国普及することが急務であるあると申し上げましたが、利用対象者を明確にする議論がされていません。また、ダブルスペース方式を説明するリーフレットが作成されましたが、リーフレットの説明だけで各自治体や施設管理者の同意・協力が得られたのでしょうか。

また、日々誕生する新技術やＥＴＣの活用、自動運転等の新技術や情報管理技術の導入、駐車場における新技術促進、ＭａａＳ等の貴重なご意見も出されました。ハートビル法が施行されて27年が経過し、社会が大きく変化しても想定する利用対象者の数や当該駐車施設の設置数は同法律施行時当時のままで、新技術にも様々なニーズにも対応できません。

私たち車椅子ユーザーは、今日自分が停めようとしている駐車スペースひとつ確保できれば、普通の生活を送ることができます。「現在の駐車施設のあり方」を確立してから改めて「これからの駐車施設のあり方」を議論すべきであると考えます。

※　ＭａａＳ

鉄道、バス、タクシー、飛行機、フェリーにシェアサイクル……私たちの身の回りには、タイプや運営事業者の異なるいろいろなモビリティサービス（交通手段）がある。「MobilityasaService」、通称「ＭａａＳ（マース）」とは、それらを一つのサービス上に統合し、より便利な移動を実現する仕組みのこと。

NO.13　駐車区画の全面青色塗装について

山形県支部から発案されて、全国的に普及しつつあるゼブラゾーン省略の青色全面塗装（案）について、青色全面塗装は一般駐車区画と明確に識別できるようにして不正利用の抑止を目的とすること、割り込み駐車や二輪車の駐車が報告されていることから、ゼブラゾーンは不必要であることを説明し、標準施工仕様に採用するよう要望しました。

NO.14　ドライブスルー型駐車場の提案

九州大学との共同作業によるドライブスルー型駐車場について資料を提出し、今後標準施工仕様に採用に追加するよう要望しました。

NO.15　駐車場問題が解決可能か

「No1 検討委員の任命について」で、必要な分野の検討委員の任命を要望したように、駐車場問題を解決するためには、当該駐車施設の利用対象者を認定する作業が必要です。おそらく厚生労働省の管轄だと思いますが、その後委員は任命されていませんし、認定する作業を進めている形跡がありません。また、私有地の利用に関する法的な解釈や不正利用者に対する罰則等の抑止力については、国土交通省の管轄外です。法務省の協力が必要だと思われます。

罰則制度について、ユーチューバー渋谷真子氏（脊損ニュースにも連載中）が個人的に受けた国土交通省の回答は『バリアフリー法は施設の設置管理者に対する法律なので、個人の不適切利用に対応していない。当該駐車施設の不適切な理由を監視する体制を整備することは考えていない。』でした。

したがって、国土交通省主催の検討会だけでは、駐車場問題は解決できないことになります。最終的なガイドラインが公表されないと判断ができません。　（終）

1977.12.3 第3種郵便物認可
（発行日）2023.3.15 SSKP 通巻第8085号

第24回『世界は開いているから仕方がない』村山　哲也

連載タイトルに込めたのは（3）　皆様からのコメント募集します！！

先日、世界の人口は80億を超えたと報道されました。80億って、8000000000、です！なかなか実感がわきません。80億を秒だとして考えて……、計算してみると、250年ちょいですね。あらま、そりゃすごいわ。

さて、80億人の中に、脊損の人はどれぐらいおられるでしょうか？　車イス者は、どれぐらいだろう？　身体障害者は、何人ぐらい？

厚生省の資料によれば、日本ではなんらかの障害がある人は全人口の７％強おられるそうです。

80億だと、１％でも８千万人です。これだけでも、４万人収容の甲子園球場の２千個分？？　日本のデータをそのまま使って７％とすると、世界の障害者は5.6億人。日本の全人口の５倍を上回る障害者が、この世界には存在しているのですね。

そう考えると、障害の世界というのは、かなり広大なのだと気がつきます。そして、高齢による不自由を加え、さらには赤ちゃん・幼児も加えると、つまり直接的な「他者の介助」が必要な人たちって、きっと20億？ 30億？という規模で、今日この日に存在しているのです。

健常者なんて、結局、実はそれほど「普通」のことでもないのだよねぇ。そして、障害というのは、実はそれほど特異なことでもないのかもしれません（もちろん、個々の障害はすべてが特異で、なかなか他者には解ってもらえないものなんですけれど、ね）。

50歳で脊損となり、下半身完全麻痺で車イス者になったことは、私には新しい世界との出会いでした。自分の生きてきた世界は、常に他の世界ともつながっていて、こちらの意図にかかわらずにそれぞれの世界はつながってしまうのです。だから、「世界は開いているから仕方がない」。自分の世界に閉じこもろうとしても、それでもドアはノックされ、開いてしまう。そういうことなんだろうなぁ、と私はいつも感じているのです。

2021年４月にこの連載が始まったのは、ちょうど新型コロナ禍で日本社会も、そして世界中も、あちこちで境界が強制的に閉じられたときでした。連載では、そういった社会的な日々の展開とは直接は関係なく書いてきました。さて、どうだったでしょうか？少しは皆様の思いに寄り添えたものだったでしょうか？

そして、この連載は、来月からも“続く”ことになりました。ということで、またどうぞよろしくお願いします。

でね、２年経ちましたこの機会にと思いまして、この連載への皆さまからのコメント・感想等を募集します。

お葉書、お便り、インターネットのメール、方法はなんでもけっこうです。ぜひぜひ、皆様の声をお聞かせくださいませ。一言でもうれしいです。けっこう真剣に待っています!!どうぞよろしく！

郵便物の場合は以下にどうぞ。
〒152-0034目黒区緑が丘2-15-14-102全国脊髄損傷者連合会　脊損ニュース
「世界は開いているから仕方がない」の係

インターネットのメールの場合は以下にどうぞ。muraymuraymuray@gmail.com

あとね、『超えてみようよ！境界線』（かもがわ出版）という本を２年前に出しました。もし図書館で見つけたら、手に取ってみて下さいませ。

さらに『越境、ひっきりなし』というブログも書いています。タイトルで検索していただければ、見つかるはず。

どうぞそちらも遊びに来てください。じゃ、また来月号で。

（カンボジアの友人たちと　下段左から３人目が私です）

連　載

下半身麻痺・車椅子になることは不幸なのか？

渋谷　真子

私がYouTubeを始めたひとつの理由として「車椅子でも楽しい人生を送れること見せる」というのがありました。できないことも増えたし、不便なこともあるけど、決して不幸ではないし笑顔になれない人生ではないと思っています。

発信してから３年が経ち、毎年のように「脊髄損傷になりました。どうしたらいいかわかりません」というようなメッセージが本人や家族から届きます。私なりの言葉でやりとりしながら、少しずつ前を向けるサポートをしたり、メッセージだけでは足りない場合は電話をしたりします。２歳から私の先輩にあたる年齢の方など様々です。

そんな中で一番サポートが必要だと感じたのは思春期の年齢、中学から高校生の子どもたちだと感じました。

14歳で交通事故で脊髄損傷になった男の子。自分のミスで怪我したわけでもないのに、相手は怪我せず自分だけが下半身麻痺になって、大好きだった陸上ができなくなった。コロナ禍で誰とも会えず話せず、自分で自分を前に向かせるしかありませんでした。入院中も退院後も自殺を繰り返し失敗し、家族と向き合えない時間も多くありました。LINEや電話でのサポートの限界を感じました。それでも学校に行くようになって友達と関わるようになって少しずつ前を向けるようになりました。

17歳で交通事故で脊髄損傷になった男の子。今まだ入院中ですが、国リハに転院依頼してもリハビリ意欲がないという事で拒否されました。お母さんを通してメッセージを送り続けてますが、毎日死にたいと言い続け、自殺未遂もし、会えない家族も憔悴しきっています。14歳の子の体験や気持ちを伝えても難しく、会えず、話せずの中で自分には何ができるのだろう、と考える日々です。

歩けた方が良い。なんでもやれた方がいい。それは私も感じています。でも、「何もできないわけじゃない」それを伝えていくには、車椅子で活躍している人や、楽しんでいる人を普通に知れて、普通に関われる世の中になることが大事だと思います。

みなさんならどんな言葉をかけますか？どうやってサポートしていきますか？

脊髄損傷でも状態は様々、環境も様々、同じ障害でも違う。歩けない気持ちは共有できても、できない部分がきっと多いと思います。それでも、諦めずにサポートしていきたいです。

QRコードを読み取るとファンクラブページにアクセスできます。応援よろしくお願いします！

1977.12.3 第3種郵便物認可
（発行日）2023.3.15 SSKP 通巻第8085号

減GENSAI災

《減災意識をたかめる》

地域守る救命ボックス

高齢化で自治会提案

ごみ集積所に設置した「救命ボックス」で命をつなごう―。大地震による家屋の倒壊や家具の転倒に備えようと、神奈川県秦野市内の自治会が考案した共助の仕組みが注目されている。どの世帯からも歩いて数分の場所に救助用工具を分散配置し、身動きが取れなくなった人を隣近所の力で助け出すアイデアだ。備蓄倉庫のある避難所へ行かずに済み、救出時間の短縮につながるという。消防や警察などの公助の隙間を埋める役割が求められてきた自治会の高齢化が背景で、「動ける人が自発的に共助に関わらないと、災害を乗り切れない」との危機感が根底にある。

隣近所の力　迅速活動

「動ける人が自発的に」

発案したのは、秦野市を拠点に活動する「ＱＱ防災クラブ」代表で防災士の原田剛さん（60）。小田急線渋沢駅から徒歩数分の高台に住んでおり、地元の千村台自治会の取り組みとして2018～22年に計10カ所に救命ボックスを置いた。

小型の物置を使った救命ボックスには、スコップやジャッキ、革手袋、消化器、ロープ、救護用品などを備蓄。ダイヤル式のキーボックスに鍵を保管し、地震時に無事な住民が解錠して備蓄品を使えるようにした。救助が遅れると、火災の延焼などで死亡するリスクが高まることから、ヘルメットはゴーグルやヘッドライトをセットした状態で収納している。すぐに活動を開始し、１時間以内に救出してもらうためだ。１カ所約10万円の設置費用は自治会費などから賄っている。

震度７を記録した1995年１月17日の阪神大震災では6400人余りが犠牲になったが、その一方で住民や消防団員らが倒壊家屋などから多くの被災者を助け出した。

しかし、当時の実態を調べた原田さんは「無事だった人がいったん避難所へ向かい、救助に協力してくれる人や道具を捜し回った」と指摘する。「救命は時間との闘い。必要な道具が身近にあれば、そこに人と情報が集まり、自然と動き出す共助が期待できる」として分散配置を思い立った。

原田さんが目指したのは「救命ボックスをおおむね20世帯に１カ所ずつ設置する」ことだ。そのため、地域に点在するごみ集積所を活用。「広さ50㍍圏内で互いに家が見え、声も聞こえる距離」のため、「被災状況をすぐに共有でき、居合わせた人が無理のない範囲で活動できる」利点もあるという。

原田さんはこの50㍍圏を「互近所レスキューゾーン」と命名し、小冊子などにまとめて考え方の普及を図っている。市内の他の地域にも救命ボックスの設置を薦め、複数の自治会が既に導入しているという。ノウハウを教えてもらおうと、市外から講師に招かれる機会も増えてきた。

国は、2011年の東日本大震災や16年の熊本地震の教訓も踏まえ、地域で災害時に活動する自主防災組織のマニュアルを作成。主に自治会に初期消火や救出、救護などの役割を求めているが、原田さんは「住民が高齢化し、自治会は担い手が不足している。役員はむしろ救助される側になるかもしれない」と対応の難しさを挙げ、「地域の実態に合った共助の形が必要」と強調している。

「災害井戸」生活用水に

……熊本地震で補完的役割

2016年４月の熊本地震の際、熊本市内の「災害用井戸」が給水所の空白地帯で生活用水として利用されたとする研究結果を大阪公立大の遠藤崇浩教授（環境政策学）らのグループがまとめた。「給水を補完する選択肢になる」として重要性を強調する一方、認知度の低さに課題があると指摘した。

災害用井戸は、災害時の応急給水手法の一つ。個人や民間が所有する井戸を災害の際に使えるよう、自治体が協定を結ぶケースが広まりつつある。遠藤教授によると、19年７月までに全国1741市区町村のうち418市区町村で災害用井戸が既に実用化していた。

研究グループは21年２月、災害用井戸として熊本市に登録している91事業者（20年３月時点）に、地震直後の提供状況や調査時の水質検査態勢を問うウェブアンケートを送り、57事業者が回答した。実際に水を提供したのが30事業者あり、うち14事業者が地震の当日か翌日から供給可能だったと答えた。

研究グループによると、上下水道が復旧に時間を要するのに対し、井戸は迅速な供給が可能だった。周囲に給水所がない場所で外部に開放された井戸が多数あったと確認した。

一方で328の高齢者関連施設を対象にしたアンケートでは、118施設からの回答のうち86施設が災害用井戸を知らなかった。

遠藤教授は「自治体の給水所がカバーしきれない部分で、迅速な水供給が可能だと分かった。飲料水としてはハードルが高いが、トイレの水・生活用水としては有用だ」と指摘した。

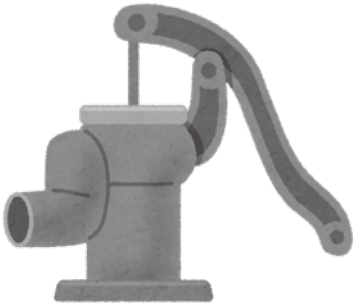

「誰もが分かる」ハザードマップに

国交省、見直しへ在り方検討

洪水や土砂災害、津波などのリスクを把握し、安全な場所を確認できるハザードマップ。しかし、視覚障害に対応していないといった課題があることから、誰もが利用可能な「分かる」「伝わる」マップへの見直しに向け、国土交通省が検討を重ねている。有識者らによる報告書がまとまる見通しだ。

2021年12月に設置された「ハザードマップのユニバーサルデザインに関する検討会」。防災の専門家やメディア、障害者団体の関係者らが委員を務め、昨年11月までに４回開催された。

全国の自治体を対象としたアンケートで、障害に対応した水害ハザードマップを作成済みとの回答は2.6％にとどまった。「作成中・検討中」を合わせても６％を切っており、取り組みの遅れが浮き彫りになった。一方、先進的な自治体は音声や点字、手話などの手法を用いて障害者に伝える工夫をしていた。

こうした現状から、検討会が示した報告書の骨子案では、「一つの形にしばられず、複数の種類で情報等を示すことが必要」「障害のある人と周囲の人をつなげる工夫が重要」と指摘。

マップには危険度や避難関連の多様な情報が盛り込まれるが、「シンプルで分かりやすく、情報の絞り込みが必要」とも言及している。

1977.12.3 第3種郵便物認可
（発行日）2023.3.15 SSKP 通巻第8085号

万華鏡　46　こんな女に誰がした

千葉県支部　出口　臥龍

人生カウントダウンの域になって、摩訶不思議な体験をするようになった。何気なく散歩なんぞをしているときに、無意識に昔の歌謡曲を口ずさんでいる。たとえば　♬星の流れに、身を占って。何処をねぐらの、今日の宿。荒（すさ）む心で、いるのじゃないが。泣けて涙も、涸れ果てた。こんな女に誰がした。てな具合だ。しかも歌詞付き。びっくり仰天。こんな唄、どこで覚えたんだろう◆念のためヘルパーさんにメモをとってもらい、原曲に照らし合わせたが、寸分の違いもない。こう見えても小生、中学時代はコーラス部の部長。まともな歌なら何十曲も頭に入っているはず。なぜか、その類いはまったく記憶にない。なのになのに、今頃になって、こんなドロドロしたド演歌が口をつくのか◆思い当たる節がある。小生、敗戦の二年目に生まれた。四畳半と六畳だけの堀立小屋だった。電化製品といえるのは、電気ランプと電気ラジオだけだった。毎晩、寝床に入って電気ラジオに耳を傾けるのが、唯一の娯楽だった。歌謡曲も数多くはなかったから、同じ唄ばかりだ。意味もろくに分からず、子守歌のように、幼い脳にそっくり刷り込まれたのか。調べてもらったら件の曲が作られたのが、私の生まれ年。生まれた時から付き合ってきたことになる。こんな爺いに誰がしたぁ。

災害支援金への募金のお願い

近年、多様な自然災害が全国各地で多発しています。そのような事案に遭遇した全脊連会員へ生活支援等に即応すべく支援金の存在は心強いものです。その準備のために平時から募金活動を継続したいと思います。厳正に別会計として管理し公開してまいります。皆様からのご協力を心よりお願い申し上げます。

大規模災害発生時には、従来からの特定募金を実施したいと思います。

日頃より、防災意識の向上に心がけましょう。

〔記〕

【お振込先】

郵便振替……００１１０－２－１７００７６

加入者名……公益社団法人　全国脊髄損傷者連合会　宛へ

※　通信欄に「災害支援金」とご記載ください。

組織部報告３月

●新入会員
なし

●死亡退会
謹んでお悔やみ申し上げます
栃木県支部　飯島勝三様
長野県支部　飯島尊二様
岡山県支部　山根勇様
岡山県支部　山本浩之様

＜編集後記＞

地球を治める生命体としては、人間が存在している限り、地球を破壊していくだろう。

現在もロシアとウクライナの領土問題による戦争など、宗教・人種問題による戦争など人間が起こす事が地球の破壊に繋がって行く。

戦争による負傷者のスポーツが発展して、1964年の東京オリンピック開催時にパラリンピックと命名された。

さかのぼると、クーベルタン男爵が平和と誰でも参加できるスポーツとして開催の運びとなりました。

今では、政治がからみ、自国の名前を掲げられない状態になっています。

身近に起こる共存共栄、共有を人間が進んで保って行く事が大切であり、人間＝地球の存続の大切さに、早く気付く事が一番重要である。

（祐成）

原稿をお寄せください

各支部で発行する機関紙に掲載された研修会や行事の報告等をお寄せください。また、会員の皆様で、旅行記や意見、エッセイなどの原稿も、本部へお寄せください。役立つ情報を共有したいと思います。あわせて支部機関誌も本部にお送りください。参考にさせていただきます。

私小説、ご自分の研究報告、体験談など多彩な原稿をお寄せください。

また、以前に利用したホテルなどの情報もお寄せください。

お待ちしています。

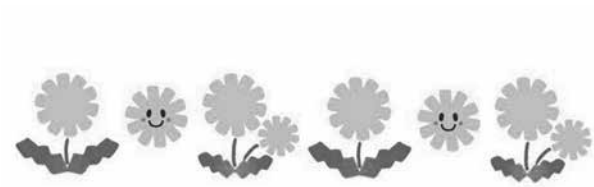

アイのある技術で、ユニバーサル社会に貢献します。

ニッシン自動車工業は2016年4月より、
”株式会社ミクニ ライフ＆オート”と社名を変更し、新たなスタートを切りました。

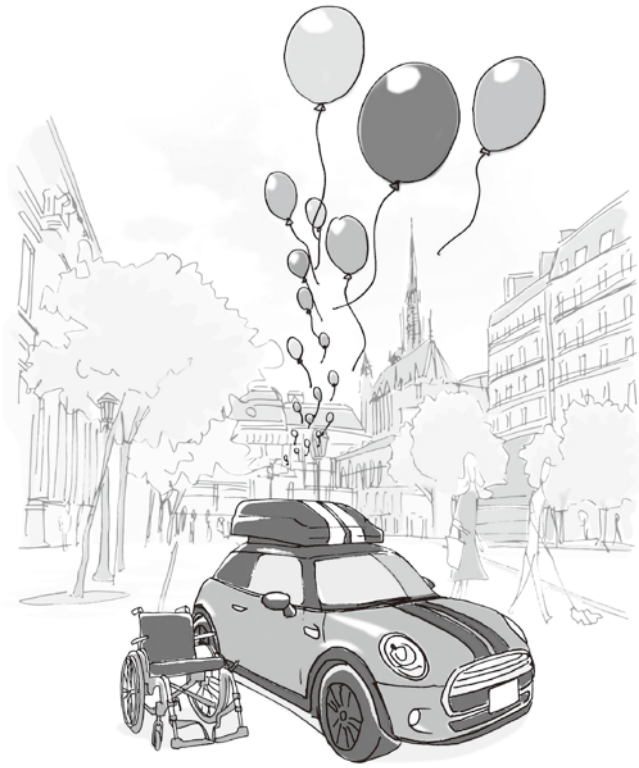

Happy car life

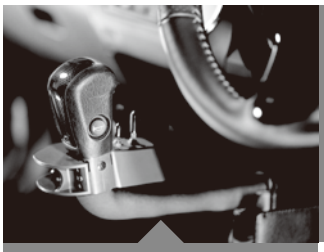

車いすを屋根上へ収納
車いす収納装置
オートボックス

車いすに乗ったまま
スムーズ乗降
リモコン式
乗降用リフト

手でアクセル＆ブレーキ
手動運転装置
APドライブ

車いすの積み降ろしを
サポート
車いす収納装置
ウィンチェア

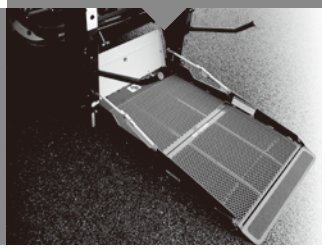

福祉車両総合メーカー

MIKUNI life & auto
Mikuni × Nissin automotive industry

株式会社 ミクニ ライフ＆オート
〒349-1145 埼玉県加須市間口456-1
TEL.0480-72-7221
FAX.0480-72-7223
http://www.nissin-apd.co.jp/

昭和五十二年十二月三日第三種郵便物認可　毎月十八回一・二・三・五・六・七・の日発行
令和五年三月十五日発行　SSKP　通巻第8085号

編集人　東京都目黒区緑が丘2-15-14
（公社）全国脊髄損傷者連合会
発行人　東京都世田谷区祖師谷3-1-17
ヴェルドゥーラ祖師谷102号室
障害者団体定期刊行物協会

頒価五〇〇円
印刷・製本　コロニー印刷